

令和8年3月27日
報道発表資料

川崎市議会議会局

次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

所 属	議会局
職 位	職員
年 齢	20代
性 別	男性
処 分 内 容	減給6月（給料の月額の10分の1）
処 分 理 由	<p>令和5年8月15日、出張先で行われた本市職員同士の会合後に被害者（女性職員）を含む複数名で食事をした帰り、電車内で被害者の脇腹を触った。その際、被害者から拒否されるも、すぐにはやめず、しばらく脇腹を触り続けた。</p> <p>令和6年11月13日、勤務時間中に川崎市役所本庁舎内の被害者の職場で2人で会話をしている際に、被害者の脇腹を触った。その際、被害者から拒否されるも、すぐにはやめず、しばらく脇腹を触り続けた。その後、被害者から見送られる形で一緒にエレベーターホールまで移動した際に階段の扉の前で、再度被害者の脇腹を触った。</p> <p>このことについて、令和7年6月に被害者から所属長にハラスメントの事実調査を希望する申し出がなされた。</p> <p>このことは、常に高い行為規範を求められる公務員としてあるまじき行為であり、公務に対する信用を著しく失墜させ、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であった。</p>
処分発令日	令和8年3月27日
処 分 者	川崎市議会議長

問合せ先
川崎市議会議会局総務部庶務課 大磯
044-200-3366
(内) 53101